

7 番（小川義昭君）

議会議案第 5 号について、提案理由の説明を申し上げます。

平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」には、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。

また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担する制度への切りかえが提案されているところであります。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことで訪問介護等の人的サービスの利用が増大することになりかねず、このことが保険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねません。

よって、国におかれては、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続するよう強く求めていきたいと、本案を提出した次第であります。

どうか議員各位には、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。